

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年3月24日

千歳市長 山口 幸太郎



記

- 1 都市計画の種類
千歳恵庭圏都市計画道路
- 2 都市計画を定める土地の区域
3・4・21 9線通
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 2 縦覧場所
千歳市企画部まちづくり推進課

理 由 書

あずさ西地区及び北信濃第五地区における、土地区画整理事業及び開発行為実施に伴う市街化区域拡大に合わせて、当該地区における適正な土地利用計画との整合を図り、円滑で安全な交通を確保するため、本案のとおり法面部の区域の縮小及び隅切の新設について変更するものである。

千歳恵庭圏都市計画道路の変更(北海道決定)

都市計画道路中 3・4・21号 9線通を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経 過 地		延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	
幹 線 街 路	3・4・21	9線通	千歳市 北斗 3丁目	千歳市 北信濃	千歳市 信濃 2丁目	約2,780m	地表式	2車線	18m	幹線街路と平面 交差9箇所 JR千歳線と立体 交差	一般道道 島松千歳 線

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

変更説明書（北海道決定）

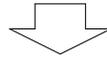
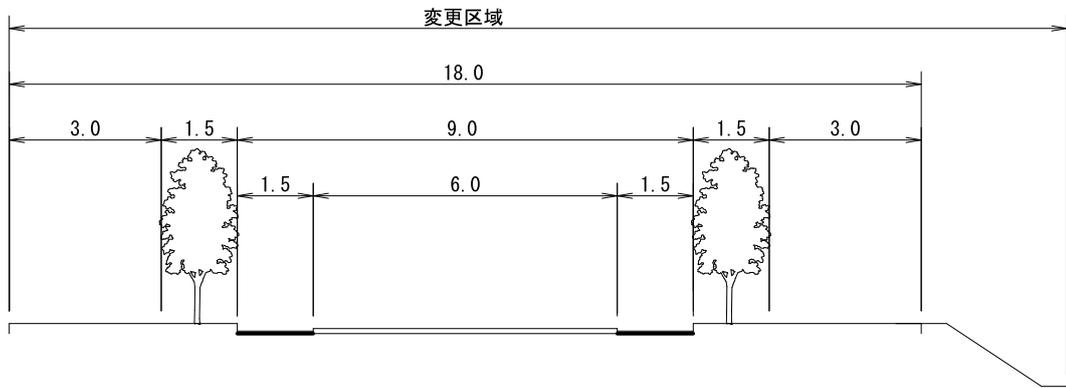
新		旧		変更内容
番号	路線名	番号	路線名	
3・4・21	9線通	3・4・21	9線通	一部区域の縮小変更 (法面部約180m) 隅切2箇所の新設

定規図（北海道決定）

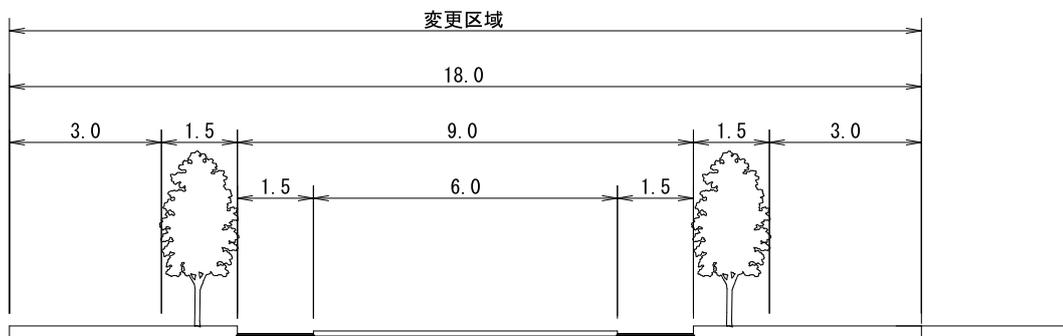
3・4・21 9線通

変更区間（約180m）

(旧)



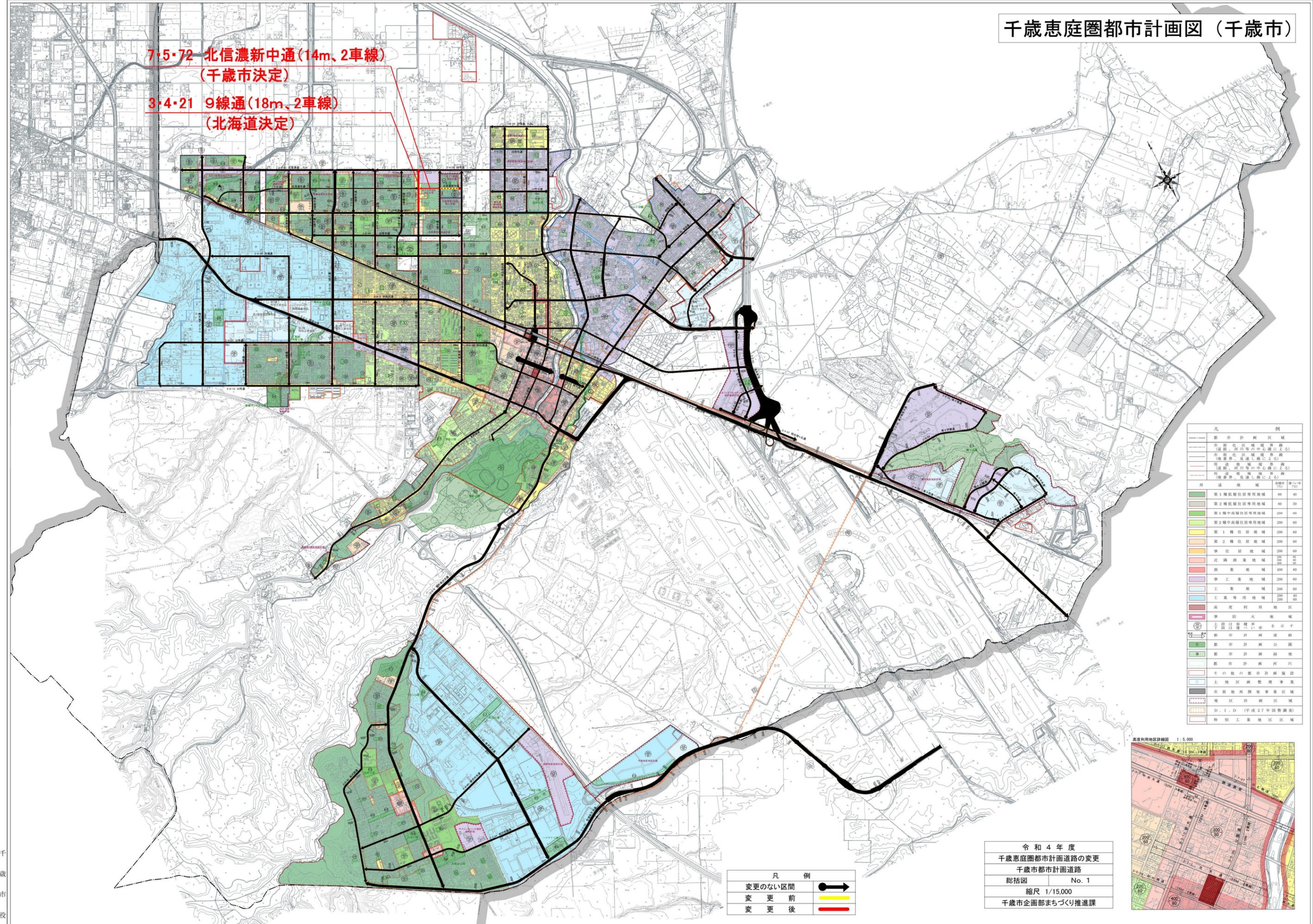
(新)



千歳恵庭圏都市計画図（千歳市）

7・5・72 北信濃新中通(14m、2車線)
(千歳市決定)

3・4・21 9線通(18m、2車線)
(北海道決定)



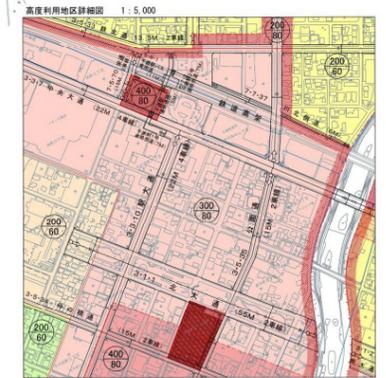
凡 例

---	都市計画区域
---	市界
---	市界(河川等の中心線による)
---	市界(地籍界、見通し線による)
---	市界(道路、河川等の中心線による)
---	市界(地籍界、見通し線による)
---	用途地域
---	第1種低層住宅専用地域 60 80
---	第2種低層住宅専用地域 80 50
---	第1種中高層住宅専用地域 200 60
---	第2種中高層住宅専用地域 200 60
---	第1種住居地域 200 60
---	第2種住居地域 200 60
---	準住居地域 200 60
---	近隣商業地域 200 60
---	商業地域 400 80
---	準工業地域 200 60
---	工業地域 200 60
---	工業専用地域 200 60
---	高度利用地区
---	準防火地域
---	土砂災害危険箇所を示す
---	都市計画道路
---	都市計画公園
---	都市計画緑地
---	都市計画河川
---	その他の都市計画施設
---	土地区画整理事業
---	市界(河川等の中心線による)
---	地区計画区域
---	D.I.D.(平成27年国勢調査)
---	特別工業地区区域

凡 例

---	変更のない区間
---	変更前
---	変更後

令和4年度
千歳恵庭圏都市計画道路の変更
千歳市都市計画道路
総括図 No. 1
縮尺 1/15,000
千歳市企画部まちづくり推進課



千歳市役所

1:15,000

注:本図は一般情報用であり、詳細についてはまちづくり推進課に問い合わせください。

